

## 名古屋市外郭団体指導調整要綱に基づく指導調整について

### 第1 目 的

この要領は、名古屋市外郭団体指導調整要綱（以下「要綱」という。）に定める外郭団体に対する指導調整に関し、要綱第14条の規定に基づき、その実施に必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 指導調整の実施方法

- 1 要綱第3条第1項の定めに基づき運営状況を把握する法人は、要綱第2条第1項に定める全法人とする。
- 2 要綱第3条第1項の定めに基づく指導調整は、法令等により別に定められている場合を除き、要綱第2条第1項に定める全法人に対して実施する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に基づき、新たな法人に移行するための認可又は認定の申請を行うことは、要綱第4条第1項第7号に定める所管団体等の運営に関する重要事項に該当する。

### 第3 要綱第5条に定める団体

要綱第5条第2項に規定する団体は、別表に掲げる団体とする。

#### 附 則

この要領は、平成20年7月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成20年12月1日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月23日から実施する。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 30 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。

(別表)

所 管 局	団 体 名
総 務 局	公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター
	公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
経 済 局	名古屋埠頭株式会社
観光文化交流局	名古屋テレビ塔株式会社